

## 第 102 回 金沢市都市計画審議会議事録

### 1. 日時

令和 6 年 6 月 7 日（金） 10:00～11:40

### 2. 場所

金沢市役所第一本庁舎 7 階 全員協議会室

### 3. 出席委員

- ①学識経験者 (各 50 音順)
- |        |                 |
|--------|-----------------|
| 井口 栄市  | 金沢市農業委員会長       |
| 片桐 由希子 | 金沢工業大学准教授       |
| 島田 明子  | 弁護士             |
| 竹村 裕樹  | 金城大学客員教授        |
| 谷野 あづさ | 石川県消費生活支援センター所長 |
| 出村 昌史  | 金沢大学准教授         |
| 中山 晶一朗 | 金沢大学教授          |
| 西野 辰哉  | 金沢大学教授          |
- ②市議会議員
- |       |                |
|-------|----------------|
| 上田 雅大 | 金沢市議会副議長       |
| 坂本 泰広 | 金沢市議会総務常任委員長   |
| 中川 俊一 | 金沢市議会建設企業常任委員長 |
- ③関係行政機関
- |        |                            |
|--------|----------------------------|
| 五十川 泰史 | 国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所長（代理） |
| 桜井 亘   | 石川県土木部長（代理）                |
| 西村 和市  | 石川県警察本部交通部長（代理）            |
- ④市民
- |        |                  |
|--------|------------------|
| 甚田 和幸  | 金沢市町会連合会副会長      |
| 上田 久美子 | 金沢市校下婦人会連絡協議会副会長 |

(司会)

定刻となりましたので、只今より、第102回金沢市都市計画審議会を開会いたします。本日は計画案審議の市決定案件が4件ございます。委員の皆様には十分にご審議をお願い申し上げます。

それでは、はじめに都市整備局長の高木より、ご挨拶を申し上げます。

(高木局長)

皆様改めましておはようございます。都市整備局長の高木でございます。委員の皆様には大変お忙しい中、この審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また日頃から本市の都市計画行政にご理解ご協力をいただいておりますことに厚く御礼を申し上げます。今年度も早いもので、6月に入りました。これまでも懸命に続けてきております、地震の復旧復興に向けた取り組みに加えまして、梅雨の大雨に対する備えも本格化していく、そういう時期になりました。先月末には、本市の水防訓練が行われまして、本市職員、そして消防職員はもとより、地元の消防団員、それから地元住民の皆様と一緒に、様々な水防工法の手順を確認させていただきますとともに、防災意識の向上を図ってきたところでございます。庁内の関係機関が万全の体制で梅雨本番を迎えたいと思っております。

また一方で、今年度は、本市の都市像の実現に向けた、行動計画であります「未来共創計画」、その実践元年という位置付けでもあります。その「未来共創計画」には、未来づくり、暮らしづくりなど、5つの基本方針・柱がございまして、都市づくりというものもその1つとなっております。その都市づくりにおきましては、魅力溢れる中心市街地の活性化、それから歴史や自然と調和した都市景観の形成、さらには、人と活力の還流による地域の再生などが、施策の方針となっております。個別具体の施策の中には、この審議会での審議を経ながら進めていくものも多々ありますので、今後とも、委員の皆様から様々なご意見をいただきながら、都市像の実現に向けて進んでいきたいと考えております。

さて、本日の審議会では、以前、令和3年8月に原案審議をいただきました、片町四番組海側地区の市街地再開発事業の都市計画決定とそれに伴う高度利用地区の変更、さらには、末町地区における用途地域の変更と地区計画の決定といった、合わせて4件の議案をご審議いただきます。委員の皆様にはそれぞれの分野から忌憚のないご意見を賜りますことをお願い申し上げまして、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

議事に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。お手元のタブレットをご確

認ください。資料は、1枚目が次第、2枚目以降が議案書となっており、計22枚 ございます。不足はございませんでしょうか。以上が、資料の確認となります。

今回は、委員の改選後、最初の審議会でございますので、委員の皆様をご紹介させていただきます。

金沢市農業委員会 井口 栄市 委員でございます。金沢工業大学准教授 片桐 由希子 委員でございます。弁護士の 島田 明子 委員でございます。金城大学客員教授 竹村 裕樹 委員でございます。石川県消費生活支援センター所長 谷野 あずさ 委員でございます。金沢大学准教授 出村 昌史 委員でございます。金沢大学教授 中山 晶一郎 委員でございます。金沢大学教授 西野 辰哉 委員でございます。金沢市議会副議長 上田 雅大 委員でございます。金沢市議会総務常任委員長 坂本 泰広 委員でございます。金沢市議会建設企業常任委員長 中川 俊一 委員でございます。国土交通省北陸地方整備局金沢河川国道事務所 五十川 泰史 委員でございますが、本日は、中山 建設専門官に代理出席をいただいております。石川県土木部長 桜井 亘 委員でございますが、本日は、堀野 都市計画課課長補佐に代理出席をいただいております。石川県警察本部交通部長 西村 和市 委員でございますが、本日は、伊藤 交通規制課長に代理出席をいただいております。金沢市町会連合会副会長 甚田 和幸 委員でございます。金沢市校下婦人会連絡協議会副会長 上田 久美子 委員でございます。

また、本日ご欠席されておりますが、北陸学院大学教授 俵 希實 様、金沢商工会議所常務理事 西田 哲次 様、金沢経済同友会副代表幹事 宮本 治郎 様、石川県農林水産部長 吉田 健一 様にも委員にご就任頂いております。

次に、会長が空席となっておりますので、規則上、新たに選出する必要がございます。

金沢市都市計画審議会条例第4条第1項の規定により、会長は学識経験を有する委員の中から互選により選任することになっています。皆様どなたかご推薦などありますでしょうか。

(各委員)

推薦等なし。

(司会)

事務局からの提案ではございますが、これまでの経緯から、引き続き、竹村委員に会長をお願いしたいと存じますが、みなさまいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(司会)

ありがとうございます。「異議なし。」ということですので、竹村委員に会長をお願いしたいと存じます。恐縮ですが、竹村委員は会長席に移動願います。

それでは、条例第5条第1項の規定により、竹村会長に議事の進行をお願いしたいと存じます。竹村会長どうぞよろしく願いいたします。

(竹村会長)

ただいまご紹介いただきました、竹村でございます。引き続き重責を担うこととなりますが、どうぞ皆様方にはご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

一言、都市計画の最近の事情についてお話しさせていただきますと、よく都市計画というのは、100年の計と言われます。旧都市計画法が1919年にできてから105年、線引きなどの新しい都市計画法ができてから、約50年経過しております。その間、当時高度成長期で市街地も人もどんどん増えていきましたが、その辺の様相は一変しております。この都市を取り巻く社会的課題は多岐にわたっておりますが、人口減少、少子高齢化、これが一番の問題となっております。先日のニュースでも出生率が、全国で1.20、石川県で1.34、東京では0.99ということで、とうとう1を割りました。子供の数も今年で43年連続でずっと減少しておりますし、一方、高齢化も進んでいまして、約30%、これはもっと上がる予定であります。これは、金沢市も例外ではなくて、まちなかでは、高齢化率が50%を超えている地区もありますし、まちなかがどんどん空洞化したり、或いはスポンジ化と最近言ってますけど、そういう都市問題が深刻になっております。あと2つ目が、災害です。正月の能登半島地震では、大変な打撃を受けました。建物が火事になったり倒壊したり、或いはインフラとしても、道路や上下水道をはじめ、いろんなインフラが崩壊しました。この前ようやく公費解体が始まったというところで、中々、復興どころか復旧にもまだ少し時間がかかるころであります。まちづくりとしても、やはり復興にあたり市街地をどう再整備するかとか、或いは道路をどう強靱化するかとか、災害に強いまちづくりというのも、大事なことではないかと思っております。

あともう1点で言うと、観光です。北陸新幹線が来て、今は円安だということでインバウンドがものすごく増えております。一方で、オーバーツーリズムとか、観光公害とか言われるように、今後金沢市としても、どのような観光まちづくりを目指していくのかということも大事な課題であると思っております。私ども都市計画サイドでも、この辺のことはしっかりと的確に対処できていければいいと思っております。

あと、金沢市の都市計画のこの数十年を振り返ってみますと、都市計画の三本柱である都市施設、土地利用、市街地開発事業をみますと、骨太のところは概成されていると認識しています。この40年ほど見ても、都心軸とか、外環状道路とか、こういうものも、ほぼ骨格が整備されております。これを都市基盤が整備されたっていうことが、先般の

北陸新幹線が来たときに、色々な機能の受け皿となって、それが地域の活性化に資しているのではないかなど、私は評価をしております。

先般、5月20日に金沢市で、都市再生緊急整備地域の準備協議会が立ち上がりました。都市計画審議会からのメンバーとして参加しておりますが、都心軸の老朽化した建物をこれからどうやってリニューアルしていくかが、次に控える大きな課題だと思っております。今日は早速、そのうちの1つであります片町の再開発について、議案審議がございます。委員各位におかれては、忌憚のない貴重なご意見を賜りますよう、心からお願いいたします。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります前に、条例第4条第3項の規定により、会長があらかじめ職務代理者を指名することになっております。職務代理者については西野委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、事務局の報告によりますと、只今、委員20名の内16名が出席しております。条例第5条第2項の規定に照らし、本会議は有効に成立しておりますことを報告いたします。

次に、金沢市都市計画審議会運営要領第7条の規定により、議事録の署名委員を指名させていただきます。今回は、片桐委員、中山委員に議事録の署名をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速議事に入ります。まず、議案第427号「金沢都市計画 第一種市街地再開発事業」及び議案第428号「金沢都市計画 高度利用地区の変更」について、関連がありますので、一括して事務局から説明をお願いします。

#### (事務局)

議案第427号「金沢都市計画 第一種市街地再開発事業の決定」及び議案第428号「高度利用地区の変更」について、この2件は関連がありますので、併せてご説明いたします。議案書は、2ページから9ページとなりますので、スクリーンと併せてご覧下さい。

位置図です。議案書は2ページです。対象地区は、片町2丁目の一部であり、事業決定の面積は約0.4haです。現在の都市計画の概要では、用途地域が商業地域（建蔽率80%容積率600%）、防火地域、高度地区45mの地区と定められています。また、その他、駐車場整備地区やまちづくり協定の区域と定められています。

順に、計画図の説明をします。議案書は3ページです。まず、第一種市街地再開発事業の区域として決定する範囲です。決定の理由は、「本地区は、本市の都心軸に位置し、片町・香林坊周辺の商業機能の中核を担う地区である。また、昭和30年代より外壁を共有した建物が防火建築帯として多数立地し、土地利用が細分化されているとともに、建物の更新の遅れによる防災上の課題を抱えていることから、都心軸としての土地の高度利用が望まれている。このため、市街地再開発事業により、賑わいを形成する商業施設

を再整備し、歩行者空間を確保することで、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るものである。」なお、周辺地域では、緑色で塗られた範囲で示した、昭和56年に香林坊東急ホテル・東急スクエア地区、昭和57年に香林坊アトリオ、香林坊大和地区、平成25年に片町きらら地区で、今回の片町四番組海側地区と同じく、第一種市街地再開発事業及び高度利用地区の都市計画決定がなされており、組合施行の再開発事業が行われてきました。

同じく、高度利用地区の計画図です。議案書は7ページです。決定の理由は、「片町四番組海側地区の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため市街地再開発事業に併せ計画変更するものである。また、建築基準法の一部改正に伴い、引用条項を改める」としています。

本地区の周辺状況です。「東急スクエア」と「片町きらら」という大型商業施設に挟まれた地区であり、周辺エリアでは「長町武家屋敷群跡」「木倉町の飲食店街」を有し、昼夜間ともに、多くの市民・観光客が訪れる地区です。しかしながら、土地が細分化され老朽化した建物が密集している状況です。

それでは、この2件の概要についてご説明いたします。議案書は、少し戻りまして、4ページです。まず、公共施設の配置及び規模についてです。道路は、幹線街路森山有松線で、幅員は22m。周辺道路では、木倉町側が片町1丁目交差点よりせせらぎ通りに向かい、幅員が7m・5mの一方通行道路であり、東急スクエア側は幅員9mの道路です。なお、全ての道路について整備済みです。また、下水道は整備済みで、その他、公共施設の整備は予定していません。

次に建築物の整備に関する計画です。議案書は、引き続き表をご覧ください。計画建築物の建築面積は、約2,000㎡、延べ面積は、約18,000㎡です。そのうち、容積率算定の対象となる延べ面積は約15,000㎡です。敷地面積に対する建築面積の割合である建蔽率は約9/10(90%)、敷地面積に対する延べ面積の割合である容積率は約65/10(650%)の計画です。主要用途は、商業施設・宿泊施設・住宅等です。また、建築敷地面積ですが、左下の図の内側の青枠が範囲であり、面積は約2,300㎡です。整備計画では、今回あわせて指定する高度利用地区により、道路に沿って1階壁面の位置を指定し、空地を確保することで、快適な歩行空間の確保と都市環境の向上を図る計画としています。

こちらは、配置図の拡大です。青い実線の境界線で囲まれた箇所が、敷地面積で約2,300㎡です。道路に沿って1階部分の壁面位置を指定し、1.5mの空地を確保することで、快適な歩行空間の確保と都市環境の向上を図ります。

こちらは、国道側の森山有松線側からみた施設建築物の断面図です。地上12階建てで、1階・2階には商業施設、3階以上に住宅及び宿泊施設を計画する予定です。また、高さは約45mの計画としています。

次に、市街地再開発事業の要件についてご説明します。都市再開発法では、次の第一

号から第四号までの4項目について規定されています。順番に説明いたします。

まず、第一号の説明です。当該区域が高度利用地区などの区域内であることです。本事業にあわせて、高度利用地区を都市計画で定めます。内容については、後ほど説明します。第二号では、建物の現況についての要件です。建物の階数や老朽化、建築面積、容積率の状況のうち、区域内に健全な建物が「3分の1以下」であることを確認します。区域内には18棟の建物が存在しており、そのうち5棟が「イ：階数が2以下であるもの」の要件となっています。残りの建物については、全て「ロ：耐用年限の3分の2を経過しているもの」に該当します。区域内の建物全てがいずれかの項目に該当するため、健全な建物がなく、「3分の1以下」の要件を満たしてあります。第三号では、区域内の土地の利用が著しく不健全であることとされていますが、「区域内で土地が細分化され、狭小な建物が多く存在している。」また、「8割近くが築50年を超えており、老朽化による防災性の確保が課題である。」以上より、土地の利用が著しく不健全であると考えられます。

第四号の要件では、本事業によって、賑わいを形成する商業施設を再整備し、歩行空間を確保することで、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ります。幹線道路沿いには、現況建物より1階の壁面を1.5mの後退し、また、既存広場の機能を補完する空間の整備、西側（木倉町側）の道路については、建物のセットバックとあわせて7mの空間を確保する予定としています。以上より、第一号から第四号までの第一種市街地再開発事業の施行区域の要件に該当します。

ここで、高度利用地区の都市計画の変更内容についてご説明します。議案書は8ページをご覧ください。これまで説明してきた、第一種市街地再開発事業に併せ、次のように高度利用地区の追加をします。容積率の最高限度は65/10（650%）、容積率の最低限度は20/10（200%）、建蔽率の最高限度は7/10（70%）、建築面積の最低限度は200㎡と定めています。また、壁面の位置については、先ほどお見せしました図面のとおり、3・3・5森山有松線沿いに1.5mと制限を設けています。次に、高度利用地区ただし書き規定の変更についてです。議案書については、引き続き表をご覧ください。建築基準法の一部改正に伴い、建築基準法第53条第5項の条項が第6項に改正されたのにあわせ、引用条項を改めます。この条項内容については、防火地域内における耐火建築物の場合、建蔽率の最高限度に2/10を加えることができるという規定です。

この区域は、都市計画の概要でお伝えしたとおり、防火地域に位置しており、耐火建築物で計画されていることから、7/10に2/10を加え、最高限度が9/10まで引き上げることができます。

イメージ図の説明です。南側では、壁面後退による歩道拡張により、開放的な店舗構成の形成。周辺のデザインやまちづくり協定に配慮したアーケード・庇の計画とすることで、商業空間と歩行者空間の一体化を検討しています。北側では、既存広場の機能を

補完する空間整備をすることで、周辺エリアとあわせ、まちなかの賑わい創出を目指した計画を検討しています。以上が当地区の高度利用地区の決定内容です。

最後に、この2件の案件につきましては、令和6年5月13日から5月27日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

以上で、議案第427号・428号の説明を終わります。

(竹村会長)

議案第427号と議案第428号、片町の再開発関連の議案ですが、ただいまの説明につきまして、何か質問、ご意見ありましたらお願いいたします。A委員。

(A委員)

数点質問をさせていただきたいと思います。前回の審議会で議論したが、前面の歩道の歩行空間について、現在、建物の前にアーケードが設置されているが、向かって右側（東急側）にはアーケードがなく、東急の建物に庇がついている。向かって左側の片町きららには、昔はアーケードがあったのですが、再開発の時に撤去された後は庇の下を歩けるような構造になっている。イメージ図の説明では、アーケード・庇の計画があるという話であったが、現在、どのような計画か分かる範囲で教えていただきたい。

(竹村会長)

今ほど、歩行空間のところでアーケードや庇が、どのような形態になっているのか。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

質問にお答えしたいと思います。現在ある老朽化したアーケードをどうするかということと、再開発事業により市民の皆さんが歩く空間がどのように雨風をしのいで、庇なども含めてどうなるのかという質問ですけれども、まず、現在あるアーケードは撤去します。所有者は片町商店街振興組合ですが、再開発の準備組合ですでに協議をなさっていて、撤去する計画です。その撤去された空間に、今回、建てますそのビルのおよそ2階と3階の間ぐらいに庇を設けます。庇は、壁面から歩車道境界までということになりますので、概ねそのセットバック空間及び歩道を覆うものができます。この片町地区においては、市長との間でまちづくり協定を平成22年に結んでおりまして、その協定の中に庇を設置すること、そして庇の高さは概ね8m程度、そして材質は光を遮るのではなく透過性のもので作しましょう。とのルールがあり、そのルールに則って具体の計画が行われることとなります。例でいいますと香林坊ラモーダがあります。あちらの高さはちょっと高いのですが、少し雨風しのぐ対策と、光があたって開かれた空間のイメージ



が作り出せるかなと思っております。

(竹村会長)

いかがでしょうか。

(A委員)

はい。庇については前からも要望しておりますけれども、やはり金沢は雨が多い土地ですから、雨風がしのげる庇が作っていけるのであれば、比較的人がこちらに集まってきやすいのかなという風に思いますので、是非、整備いただければと思います。

あともう1点は広告物ですが、2階が商業ゾーン・スペースという説明がありました。特定屋外広告物等々の規制があり、1階の路面店であれば、見やすい位置に看板を置いたり、色々な表示が可能なのかもしれません。2階の商業スペースの部分にあまり広告が出せなく集客に問題があり、なかなか大変だという店主の声があります。2階にも店舗があるということを示せる程度の広告が必要ではないかなと思っております。そういったテナントに入る広告物の規制等々については、今後個別審査がされると思うのですが、今現在の屋外広告物の基準はどのような内容になっているのかお伺いしたい。

(竹村会長)

広告について、屋外広告物と建物の中の屋内と、確かに規制等があったと思います。それについて事務局からお願いします。

(事務局)

屋外広告物、そして今の質問でいくと、自分の店なりを広告するという事で、自家広告物に当たる広告物のお話だと思います。金沢市は景観にすごく配慮したまちづくりを進めておりますけれども、屋外広告物の規制内容を申し上げますと、禁止地域と許可地域に大きく分かれ、また禁止地域の中では、第1種から第6種に幅を設けています。都心軸のところは許可地域にあり、市域の中で、一番規制が緩やかなこととなります。その中でも当該地区は、屋外物活用地区に位置付けられていますので、その広告物を活用しながらまちなみを形成していくという位置付けでございます。繰り返しになりますが、規制としては緩やかです。それで壁面に出される自家広告物については、壁面積、要は道路から見た壁面全体に対する広告物の面積の割合ですとか、高さは3階以下程度にしてくださいとか、一定の基準が設けられています。その基準の中であれば、先ほど委員ご指摘の、屋外広告物審査会等を経た上で、設置は可能です。いくつかのテナントさんがこれから決定をしていきますので、我々とすれば、その事業者側に、複数のテナントの広告を、いかに景観に配慮しつつ、利用者にもわかりやすく掲示していくという

ところについては、審査会等の審議も含めて、これから、お願いや指導をしていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

(竹村会長)

よろしいでしょうか。他にご意見はございませんか。B委員どうぞ。

(B委員)

私からは、ホテルと住宅それから1階2階にテナントという形ですけど、今、金沢では、南町あたりでもホテルの前に、やはり観光バスが停まって乗り降りする、もしくは、テナントさんの商品の搬入等で、車寄せがなく一車線を潰してしまうということが市民生活に影響しています。まちなかですのでホテルの利用者が観光バスでやってきて、大通り沿いに停められると渋滞が発生すると思われる。これに関してはしっかりと行政当局の方で、車寄せやバスの乗り降りに関しては、しっかりと申し入れていくと思いますが、実際にそういった指導をしても、南町あたりで大型観光バスが停まって渋滞を起こしています。それに関しては、どういった考えで進めていくのか伺いたい。

(竹村会長)

はい、ありがとうございます。ホテルに関して観光バスとか車寄せや客の乗降について、国道沿いなので、それに対して現段階でどういう対応するのか、説明をお願いします。

(事務局)

資料では表現されていませんが、住宅とホテルの間、木倉町側の方に、立体駐車場の整備を予定しております。住宅とホテルがあると、やはり附置義務で何台か駐車場を設けなければという規定がありますので、それに応じた立体駐車場を作ります。その立体駐車場の中に荷さばき車両及びスペシャルトランスポート用ということで、身体の不自由な方のための駐車スペースもあわせて整備を予定しています。よって搬入する荷さばき車両については、国道側でなく裏側の道路を使って行うという形になります。住宅に住まわれる方も、そこから車両を出入りさせる形になります。

また、ホテル利用者、いわゆる団体バスが都心軸で渋滞を引き起こすことにつきましては、委員が指摘の通り、近年急激に増えたホテル建設にあたっては、どこのホテルでも課題になるもので、我々としても、まちづくり条例に基づく、近隣の住民の方々との当事業者の話し合いの中でも必ず課題となっています。そういった課題があるというのは、市の方としてもしっかりと認識しておりますので、今後、指導をしていきますが、具体的な対策の方法とすれば、広坂のところ、アトリオの山側に、石川県の観光バスの

暫定駐車場がございます。できるだけ団体客がバスで来られることについては、そういったところでの乗り降り、そこから引率して頂くという形をとるよう、これまでも指導しております。そして、ホテルを誰が運営をしていくかということは、これから決まることなんですけれども、こういった場所でのホテルですので、ホテルのインフォメーションの中で、お客様の駐車場は、基本ありませんので、徒歩や公共交通の利用を促していただきたいと考えています。

もう一つ、質問にありませんでしたが、タクシーの利用というところも課題になってきます。お泊まりになった方が、朝タクシーをフロントで呼んでもらい、都心軸にタクシーが停まるということもありますので、そういったことについても、例えばですけれども、ホテルの運営者に提携するタクシーをあらかじめ決めておいていただいて、乗車するルール of 徹底をはかるなど、そういったインフォメーションに努めていく、運用に努めていくっていうことは、申し入れていきたいと考えております。そうありながらも、実際にそういった状況が見られるところについては、交通部局の方も日常から通報等々、そういう市民の声があれば、改めてそのホテルの方に申し入れるということをやっておりますので、そこは引き続き徹底していきたいと思っております。

(竹村会長)

はい、ありがとうございます。バスの乗降場の誘導とか、タクシーの問題、ホテルのインフォメーションでの対応ということであります。

(B委員)

よろしいですか。広坂からはやはり距離がありますので、金沢は冬があるので雪など降ると厳しいと思います。A委員もおっしゃったように、やっぱり歩ける歩行空間を確保する意味で、見栄えに配慮した歩ける動線というのが必要だと思いますので、それを含めてまちづくりをしっかりとしていきたいと思っております。

(竹村会長)

はい、ありがとうございます。他に、C委員どうぞ。

(C委員)

B委員の質問に関連するのですが、この間、市長との市政連絡会において、国道沿いの車・バス・タクシーの問題がでていました。それについて、「まちづくりにおいては大きな課題でございますので、対策はしっかりして、こういう巡視員がいます」とか、「団体バスの方にはこう言いますよ」と言っておりましたけれども、基本的にはそれは対処療法であって、解決療法ではないと思っております。団体客には、広坂の県営駐車場で降

りて歩いてもらうということだが、ここのホテルは、新聞報道によりますと、当初よりグレードの高いホテルにグレードアップしてきました。ということは、インバウンドでも高い人が泊まるわけですよ。そういう方が歩けますか。今、インバウンドの方で考えてみると、どんどん片町にビジネスホテルが建っていた時代に比べてはるかに状況が厳しいです。今、タクシーベイを裏側に設けるとの説明だったが、木倉町側の道路4.5mと狭い。ここに車をどう回すのですか。片町きららの前から回して、東急側にでてくるのですか。狭いですよ。私は、この絵を見たときに、この敷地が縮小されて、この分を上にも上げるんだと思いました。わずか1.5mですよ。裏（木倉町側）も、少しですよ。平面図しかない、図をもっと見せてもらわないと分からない。我々からすると、木倉町という昔ながらの飲み屋が残っているまちと、今回の区域とでは、余りにもドラマスティックに変わりすぎている。そうしたときに、ここは防火耐性のあるものを作って、まちづくりにおいて歩行空間を確保するからいいのではなく、裏はどうなるのですか。そういうことがまちづくりなのですよ。住民から見るとその辺りのアンバランスについていけないということが出てくるかもしれない。市長は金沢らしさを出すということを言っている。開発と調和と言っている。この金沢市らしさというものを都心軸のベルト地帯に作って、特措法で指定されたこの場所をどうするのか聞きたい。具体的にこのビルにおいて金沢らしさというのは、どういうものなのかということです。この金沢らしさという言葉は、古い話である。昭和40・50何年かに、鎌倉らしさという言葉ができた。その時に初めて市議会から鎌倉らしさということが出てくると、金沢らしさとは何か。ということで市議会が一度沸騰したこともあります。そういうときに、どこの都市も京都らしさはどうなのかなど、それが、何となく金沢らしさということになってきた。この審議会において、高さ制限を高くし、多分片町きららや東急よりも高いビルができる訳です。ホテルの高さは12階建てで45mの高さですけど、それが高い低いということがありますけども、ホテルですと、B委員の意見にもありましたが、ホテルのタクシーなど、利用者を全部裏口にまわすと、木倉町さんの皆さんの生活空間が、非常に迷惑を被る可能性が高いと思いますし、出てくるところが、東急側の狭い交差点である。右折ができない左折のみの交差点である。こういう状況や環境においてやるときには、もっとこの敷地を狭くしないといけないと思います。この事業者が自分の敷地のこの歩行空間を出してしないと、どうしてもいけないと思いますけれども、ただ、建設コストの関係でやっているとすれば、非常に難しいビルでなかろうかと危惧します。いずれ将来、この商業フロアに店が入るのかどうか、人口が減っている状況です。商業施設を作ってもお客さんが来るかどうか分からない。どういう商業施設の人が出店するのか。そういうところに危惧感がわきます。空きビルができるのではないですか。

もう1つは、住宅といたしましても、インバウンドの方でも住めばいいけども、投資で作るといのがいくらでもある。今現在、東京などで投資目的の所有がありますから、

地方においても、ここを別荘代わりに使ってもらえばよいのだろうけども、投資に変えたらどうするか、とかいろいろ心配が出てきますよ。将来の空き家問題ということになるかもしれないが、今後ここもそうなり、山側地区（プレーゴ側）でもそういう問題が出てくる。金沢では、ホテル・商業フロア・住宅ばかりである。需要はあるのか、また、そこで金沢らしさとは何かとかということ、市はどう考えますか、ということです。

ここで答えは出ないと思うので、注文をつけさせていただきます。

（竹村会長）

はい、ありがとうございました。何点かあったと思いますが、1つは交通問題ですね。バスとかタクシーが停車したいとき、どういう風に車をまわすか、どこに停めるか、という誘導について。2点目が、金沢らしさをどこに求めるか。最後にあったのが、住宅地のこと。これも住宅需要を考えて、都心居住をねらっているかと思いますが、どのように需要を引っ張ってくるか。それについて事務局からお願いします。

（事務局）

はい、ありがとうございます。C委員、色々ご意見、質問いただいてありがとうございます。竹村会長から質問をまとめていただいた回答の前に、特別措置法の動きについて、誤解のないように先にお話しさせていただきます。都心軸においては、新たな都市像に掲げる未来共創計画においても、50年以上経過した老朽化ビルが立ち並んでいる状況を何とか再興しなければいけない、緊急輸送道路に位置付けられている防災性を考えても、重要な道路でありますので、この老朽化ビルを行政だけでなく民間活力を活用して、建て替えを進めていきたいという大きな命題があります。それを市の目的として、都市再生特別措置法というものを活用して、都市再生緊急整備地域という地域に指定を受けべく、取り組みを開始したところまでございまして、まだ何も法的に決まっておりません。冒頭会長のごあいさつがあったように、第1回の会議が5月20日にありまして、今後2回会議を予定いたしております、概ね今年度中に、整備方針、そのエリアの素案というものを、国の方へ申請をする、提案する予定となっております。受けた国の方は、国の有識者会議等にかけることや、事務手続きを経て、来年度に指定がなされるということであり、まだ法の網がかかった状況ではない、ということをお伝えさせていただきます。

ただ、都心軸の老朽化したビルの建て替えをと課題は特措法地域の指定を受けなくても、元からの課題でございまして、その課題の解決に繋がる第1号が、この片町四番組海側地区なのではないかと捉えております。それができるから、他の課題をすべて放っておいてよいということは当然ありませんので、敷地の形状が奥行21mしかない、そして幅が100mという、片町きらら・東急と比べ、敷地の制約が非常に厳しいところで

ある、というところは、少しお含みおきいただきたいと思います。国道側1.5mというセットバックとあわせて、裏手の道路がピンクに書いたのが、市が管理する道路の区域であり、赤枠で囲ってある部分が民地です。概ねこの黄色で塗られた範囲が、現在考えるセットバック空間です。高度利用地区として、法的に規制するのは国道1.5mですが、事業者の方もなるべくそのオープンスペースを増やしたいとしており、裏手の道路ですけれども、概ね1m以上はバックするということで、道路空間を含めて、7mの空間を確保しようとしております。車道の部分につきましては、5mから6mとなっていますので、市街地にある区画道路を考えると、車が2台すれ違う幅員は満足されるかなと思いますが、木倉町さん等に迷惑かからないかというところではないで、その辺は指摘の通りの部分もあるかなと思います。ただ事業者側においては、地域の商店街の方々や周りの町会長等に、事業概要を説明させていただいたと聞いておりますので、指摘をしっかり踏まえて、今後の設計の中で事業者の方にできる限り対応を求めていきたいと考えております。

金沢らしさについては、1つは当方で取り組んでいる木の文化都市金沢の取組があります。この都心軸においても、重点地域という位置づけでおりますので、木を見える形でビルの形状とするよう考えていただきたいと思います。あと、クオリティの高いホテルの運営の中で、金沢文化を感じられるようなものも事業者側に求めていきたいと考えております。もう一つ、保全と開発の調和というのが、まちづくりの規範ということで、この都心軸は、近代化を図るんですが、一步裏手の木倉町を含めて金沢らしさがしっかりと残っているので、区別を図りながら開発をするということで、この市街地再開発事業を行っていききたいと考えております。

交通環境については、一方通行等々を変えるというところは考えていないため、自動車については、概ね犀川大橋側から、敷地の南側から裏手の道路に面する駐車場を利用し、そして出て行くときは、指摘の通り東急側から出るという形の動線になると思います。

(竹村会長)

はい。ありがとうございます。確かに今回の決定は、高度利用地区というのは、容積率ならここまでいいとか、そういう枠を決めるというもので、実際、今の交通動線の話とか、金沢市らしさをどう表すかということは、これから実施設計とか段階を踏んで行っていき、そこで頂いた意見を反映していくことになります。他に意見はありますか。B委員。

(B委員)

今ほど会長から、計画はこれからだという話でしたが、2年前にも見せていただいて、

ほとんど変わってないな、というような気もします。いろいろ意見が出ていますが、この意見というのはどう扱われるのかなというのが一つ。今、説明していただいた計画というのは、この審議会でどういう位置付けの情報なのか。ここで出た意見というのは検討もできないものなのか。高度利用地区と地区の容積率とか建蔽率の表があるが、若干違っているように見えます。65/10とか値は決まっていますが、何でこうなると考えているのか。この計画を前提に考えていると思われるが、そうするとこの計画と完全に切り離して考えられない部分もあるのではないのかというように思います。

今後本件はどうなるのか、ここで決定した後、計画がこれからで全然違うものはできる可能性があるのか。その辺りがすっきりしていないので、まず前提条件をお話いただいてもよろしいでしょうか。

(竹村会長)

それについてどうですか。都市計画法で手続きする図書と項目が決まっているが、それだけでは分かりにくいので少しでも具体的なイメージや概要を事務局は説明していますが、事務局からコメントがあればお願いします。

(事務局)

まずこの都市計画審議会で議案として出していることと、そこでいただくご意見の位置付け、そして意見はこの後どうなっていくのかという3つぐらいのお話だったかと思えます。都市計画決定するということを申し上げますと、この敷地で市街地再開発事業を行うことについて、都市計画法に基づいて決定するということです。もう1つの高度利用地区、都市計画法における地域地区、用途地域は地域なんですけども、高度利用地区とか、次の案件で出てくる地区計画は、地域地区の内の地区にあたるのですが、今回は高度利用地区ということで、建蔽率の最高限度や、容積率の最高最低限度を定めて、この位のボリューム感で今後、基本設計や実施設計を進めていくということになります。その基本設計や実施設計を進める上で、都市計画決定の内容が決められたが、こういうことに配慮していかなければいけないことについては、皆様からご意見をいただいているということです。

他の市街地再開発事業と少し数字が異なるところについて、あくまで、この事業者が考える計画に合わせた数字なのではという指摘がございましたが、こちらについては、国交省が指針として出している基準に概ねのつとった形で敷地の形状や面積を総合的に判断してこの数字を決めてきておりますので、計画ありきの数字ではございません。

この数字の位置付けを改めてご説明いたしますと、例えば、建築物の建築面積の最低限度ということで200㎡を定めるのは、いわゆるペンシルビルといったようなことが建たないように抑制するものでございます。次に建蔽率の最高限度を定めることにつきまし

ては、現行では80%という建蔽率だが10%低くし、あわせて壁面の位置を制限することで、敷地内に有効な空地を確保させるために決定をしております。その建蔽率を下げるかわりに土地の合理的かつ高度に図るために、容積率を少しアップするということで、建蔽率を10%下げたら容積率を50%上げてよい。といったような国土交通省の持った数字があるので、それに準じて対応しているということでございます。

(竹村会長)

はい。いかがですか。

(B委員)

これまで指摘があった交通問題を考えると、大規模店舗の場合はシュミレーションするものですが、普通のところであれば特に問題がないことが多いですが、ここはかなり交通量も増えてきていることから特異な場所ですので、このようなベースでいいのかどうか、もう少し想定する必要があるのかは気になっています。

(事務局)

はい。もう一度改めてお答えさせていただきますと、今後詳細な設計等を進めていき、この再開発事業を行っていくということを都市計画決定で結びつけていただくという形ですので、詳細なご意見をいただいて、利用者へのインフォメーションや運用の仕方、そして交通のさばき等々については、当然、諸法令や条例に基づく数値基準があればそれを満たしていきます。ただ、それでもいろいろと配慮が必要だというご意見ですので、そういったところは、今後設計を進める中で関係部局も含めて協議をしていくという位置付けでございますので、交通解析をして、渋滞など大丈夫なのかという数値までを含めてこの都市計画決定を認めいただくというところではないということで、ご了承いただければと思います。

(竹村会長)

都市計画決定の大枠を固めてその内で設計を進めて、これから事業認可とか次の段階で課題をクリアできるようにしていただければと思っています。

(B委員)

詳細については今後検討され確実に道路空間を確保するとのことですが、今の段階では、この制限内容で決定するのが妥当なのかを確認したかった。

(竹村会長)



よろしいでしょうか。他に何かご意見ありませんか。はい、D委員。

(D委員)

1点だけ短くお伺いします。4ページ目の事業計画の中で、建築物の整備に関する計画の建築物の延床面積が18,000㎡、それに対して括弧の中で容積対象が15,000㎡と。約3,000㎡が容積対象とならないが、敷地約2,300㎡に対して、少し大きいなという印象をもつが、共同住宅のバルコニーですとか、或いは廊下といったところが除外されるというのは存じ上げてますけれども、それにしても大きいなと思ひまして、これ何か先ほどのマップ図の黄色いエリアとかそういったものを、或いは公共に供されるような公共歩廊であるとかそういったものも入っていたりするのでしょうか。

(事務局)

今ほどご質問がありました延床面積の容積率対象部分とのトータルとの差ですけれども、D委員の指摘のとおり共同住宅の共用部分ですとか、その他、大きなものとしましては駐車場の部分がウェイトを占めております。細かいバルコニー等のところは今後の設計になるかと思ひます。

(竹村会長)

駐車場もある程度までは容積率にカウントしないということですね。はい。他に何かご質問・ご意見はありませんか。よろしいですか。

大変貴重なご意見たくさんいただきました。他にご意見もないようですので取りまとめさせております。ただいまいただきましたご意見については、都市計画決定された後も引き続き、計画事業に反映していける中身だと思っております。従って、今日いただいた意見は貴重な参考意見として取り扱っていただきまして、今後の事業を進めていただければと思ひます。

今回この計画案は計画案通り答申させていただきたいと思ひますがよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。それでは、答申させていただきます。

それでは続きまして、議案第429号「金沢都市計画 用途地域の変更」及び議案第430号「金沢都市計画 地区計画の決定」について、こちらも相互に関連しますので、一括して事務局から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、議案第429号「金沢都市計画 用途地域の変更」及び議案第430号「金沢都市計画 地区計画の決定」についてこちらも関連がありますので併せてご説明いたします。議案書は10ページから18ページですので、スクリーンと合わせてご覧ください。

こちらは、位置図です。議案書は 10 ページです。対象地区は、末町及び辰巳町の各一部であり、面積は約 14.0ha です。

こちら航空写真です。周囲には住宅地が広がっており、また、金沢学院大学や犀川小学校など、教育施設が立地しています。

続いて、現況の用途地域です。赤枠に囲まれた部分が、今回、用途地域を変更し、地区計画を決定する範囲です。こちらの区域は、昭和 59 年 11 月 30 日の都市計画決定により、市街化編入を行い、あわせて、今後の土地区画整理事業の面的整備に備えるための暫定的な用途地域として、建築物の用途制限とも厳しい「第一種低層住居専用地域（容積率 60%、建蔽率 40%）」が現在指定されております。土地区画整理事業については平成 31 年に事業の実施が断念されましたが、以降も厳しい制限がかけられたままの状態となっています。

続いて、現況の高さ制限です。高さの限度は「10m 以下」となっています。

それでは用途地域の変更についてご説明いたします。こちらは計画図です。議案書は 11 ページです。今回の変更理由につきましては、「住宅地として周辺地区との一体的な土地利用の促進を図るとともに、中でも、一般県道倉谷土清水線に面する地域については、周辺の住環境を保護しつつ、中規模な店舗等の立地を許容する土地利用を促すため、暫定的に指定した用途地域から本用途地域へ変更するもの」としています。変更内容としましては、金沢市用途地域設定基準に基づきまして、まず、一般県道倉谷土清水線沿いの約 5.0ha は、中高層を含む住宅地としての住環境を保護しつつ、中規模な店舗及び事務所等の立地を許容する地域として、「第二種中高層住居専用地域（容積率 200%、建蔽率 60%）」を指定し、その背後地となる区域約 9.0ha については、周辺の土地利用を考慮し、中高層を含む住宅地としての住環境を保護、又は整備を図る地域として「第一種中高層住居専用地域（容積率 200%、建蔽率 60%）」を指定します。

こちらは計画書です。議案書は 12 ページ及び 13 ページです。変更対象である「第一種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、及び「第二種中高層住居専用地域」について、それぞれの面積の内訳を変更しております。以上が当地区の用途地域の変更内容となります。

引き続き、地区計画の内容についてご説明いたします。こちらは計画図です。議案書は 15 ページです。赤枠で囲まれた部分が今回地区計画を決定する「末町地区 地区計画区域」です。今回の決定理由につきましては、「大学門前町として今後更なる発展が予想される本地区において、地区の日常的な利便性の確保や、周辺環境と調和した住環境の創出、教育関連施設の適正な立地誘導等により、良好な市街地の形成を図るため、本地区計画を決定するもの」としています。

こちらは計画書です。議案書は 16 ページから 18 ページです。まず、本地区計画の目標を読み上げます。「本地区は、金沢市の中心部から南東約 6 km に位置し、犀川の河岸

段丘の豊かな自然に囲まれている。周辺には良好な住宅地が形成されており、また、金沢学院大学が近接することから、大学門前町として今後更なる発展が予想される地区である。地区の日常的な利便性を確保し、既存住宅地や自然環境と調和した住環境を創出するとともに、教育関連施設の適正な立地誘導を進めることにより、良好な市街地の形成を図ることを目標とする」としている。

次に、土地利用の方針につきましては、先ほどご説明した「用途地域の変更」を踏まえたうえで、「本地区を次の3地区に区分し、各々の特性を活かし、周辺環境に配慮した土地利用を図る。」としており、「中層住宅地区A」、「中層住宅地区B」及び「一般住宅地区」の3地区に区分しています。「中層住宅地区A」は、「地区の日常的な利便性を確保するための店舗等の立地を許容しつつ、良好な住宅地の形成を図る。」としており、「中層住宅地区B」は、「運動施設をはじめとする教育関連施設の集積を図る。」とし、「一般住宅地区」は、「低層住宅を中心とした、良好な住宅地の形成を図る。」としています。

また、建築物等の整備方針につきましては、「地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、それぞれの土地利用にふさわしい街区の形成が図られるよう、建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、垣又は柵の構造の制限を行う。」としており、これらの制限を地区整備計画で定めます。

「地区整備計画」の内容について、ご説明いたします。まず、「建築物等の用途の制限」では、建築基準法に基づき、それぞれの用途地域内に建築できるもののうち、地区毎の特性を考慮したうえで、建築してはならない建築物の用途を規定します。

こちらは第二種中高層住居専用地域に位置する「中層住宅地区A」の用途の制限です。「中層住宅地区A」においては、次に掲げる用途以外の建築物を建築してはならないとしており、「建築基準法別表第2（は）項第1号から第4号まで及び第6号から第7号までに掲げる用途に供するもの」、「店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するものうち建築基準法施行令第130条の5の3に規定するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡以内のもの」、「前各号に掲げる建築物に附属するもの」、これらの用途以外を規制することとしています。

次に、第一種中高層住居専用地域に位置する「中層住宅地区B」の用途の制限です。「中層住宅地区B」においては、次に掲げる用途の建築物を建築してはならないとしており、「建築基準法別表第2（は）項第5号に掲げる用途に供するもの」（いわゆる床面積500㎡以内の店舗・飲食店）を規制することとしています。

次に、同じく第一種中高層住居専用地域に位置する「一般住宅地区」の用途の制限です。こちらも「中層住宅地区B」と同様に、「建築基準法別表第2（は）項第5号に掲げる用途に供するもの」を規制することとしています。

難しい表現になってはいますが、それぞれの地区で建築できる建築物の用途をまとめることこちらの表のとおりとなります。「中層住宅地区A」では、周辺の用途地域である第一

種中高層住居専用地域で建築できる用途に加え、「床面積 1,500 m<sup>2</sup>以内の店舗・飲食店」が建築できることとなり、反対に、「中層住宅地区B」及び「一般住宅地区」では、第一種中高層住居専用地域で建築できる用途から「店舗・飲食店」を除いたものが建築できることとなります。

次に、「建築物の敷地面積の最低限度」につきましては、敷地の細分化を防ぐとともに、日照や通風及び落雪や堆雪スペースの確保など良好な環境を確保するため、最低限度を 150 m<sup>2</sup>とします。ただし、地区計画の都市計画決定時に上記面積未満の敷地となっている場合はこの限りではないものとします。

次に、「壁面の位置の制限」につきましては、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から一般県道倉谷土清水線を除く道路境界線までの距離の最低限度を、0.5m とします。ただし、床面積の合計が 5 m<sup>2</sup>以内かつ軒高が 3 m 以下の独立した車庫や物置は当該制限を適用しない旨の適用除外規定を設けます。

次に、「建築物等の高さの最高限度」につきましては、周辺の土地利用を考慮するとともに、地区の特性に応じた高さとし、「中層住宅地区A」及び「中層住宅地区B」を高さ 15m に、「一般住宅地区」を高さ 12m に規定します。

最後に、「垣又は柵の構造の制限」につきましては、道路に面して垣又は柵を設ける場合は、次のいずれかに該当するものとし、「生け垣、植栽又は透過性のフェンス」、「レンガ、タイル、ブロック、石等によるもので高さが 0.6m 以下のもの」、「前号に掲げるものと生け垣、植栽又は透過性のフェンスとを組み合わせたもの」とします。ただし、「いぶき類」の生け垣又は植栽は規制し、また、道路の交差点の見通しに配慮するものとします。

以上が当地区の地区計画の決定内容です。

なお、これら 2 件につきましては、令和 6 年 5 月 13 日から 5 月 27 日までの 2 週間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出がなかったことをご報告いたします。

以上で、議案第 429 号及び第 430 号の説明を終わります。

(竹村会長)

はい。ありがとうございます。

議案第 429 号の用途地域、議案第 430 号の地区計画、いずれも末町のところで変更をするということですが、ただいまの説明につきまして何かご質問なり、ご意見なりありましたらお願いいたします。

(E 委員)

一般県道倉谷土清水線は、石川県が今、拡幅を計画していると思いますが、先般、新聞で都市計画決定するという記事が載っていました。道路拡幅の件は別案件と考えてい

いのですか。

(竹村会長)

今回の区域に接する一般県道倉谷土清水線のことですね。事務局から説明をお願いします。

(事務局)

はい。ご指摘のとおり、先日新聞にも出ておりましたが、石川県で一般県道倉谷土清水線の拡幅を行うという計画になっております。一度にできないようで、1期、2期、3期と経ていくのですが、本日は石川県都市計画課の方も来られていますが、都市計画決定を予定しているということで、既に石川県都市計画課とも協議をさせていただいている内容でございます。ご質問への回答としましては、この案件とは別の案件になります。

時期を合わせて都市計画決定するべきではないかと思われるかもしれませんが、道路の都市計画決定はもう少し後になります。この地区計画と用途の変更については、すでに地元からも地区計画の申出を受けておりますし、今回決定する内容は、道路拡幅の事業には大きく影響いたしませんので、石川県との協議の中で、時期を合わせずにこちらを先行するというところで進めております。

(E 委員)

はい。ありがとうございます

(竹村会長)

これは県道なので、最終的には県決定となりますね。金沢市都市計画審議会でも当然審議しますので、今後またよろしくお願いします。

他にご質問はありますか。

(各委員意見等無し)

(竹村会長)

よろしいでしょうか。

他にご意見もないようですので、とりまとめさせていただきます。只今いただきました道路の拡幅の意見についても、今後の事業を進める段階で、調整をしていただくということで、計画案どおり答申させていただきます。

続きまして、事務局から案件結果報告を受けたいと思います。説明をお願いします。

(事務局)

案件結果報告について、ご説明いたします。議案書は19ページですので、前方のスクリーンと併せてご覧下さい。案件結果報告については、令和6年2月28日に開催しました、第101回金沢市都市計画審議会でご審議いただいた1件をご報告いたします。「土地区画整理事業により整備がなされた本地区において、住環境と産業が調和した良好な市街地の形成を推進・誘導していくため、地区計画を決定するもの。」としてご審議いただいた、議案第426号「金沢都市計画 地区計画の決定（近岡町地区）」の金沢市決定案件につきましては、令和6年3月21日付け金沢市告示第62号で決定の告示がなされましたことをご報告いたします。

以上で、案件結果報告の説明を終わります。

(竹村会長)

はい。ありがとうございます。

ただいまの結果報告につきまして、何かご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。これは、前回の審議会でご審議いただいたものが、決定告示されたということです。よろしいですか。

(各委員意見等無し)

(竹村会長)

それでは本日予定していました議案、すべての案件について滞りなく審議が終了いたしました。委員の皆様には円滑な議事進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。それでは進行を事務局へお返しいたします。

(事務局)

竹村会長どうもありがとうございました。また委員の皆様方におかれましては、熱心なご討議、そして、貴重なご示唆、ご意見、たくさん賜りました。本日ご審議いただいた案件につきましては、今後の手続きを進めさせていただきたいと思っております。

今年度の都市計画審議会はまだ何度も予定をしておりますので、引き続きご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたしまして、本日の第102回都市計画審議会、これにて閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

—以上—